

## 余剰電力買取価格の差額補填実施へ ～小型風力・太陽光ハイブリッド発電（ダブル発電）個人ユーザー向け～

小型風力発電機器の専門メーカー、ゼファー株式会社(東京都新宿区 代表取締役社長 伊藤瞭介)は、このたび、太陽光発電とハイブリッド発電の余剰電力買取価格の差額補填を実施いたします。

本年 1 1 月から運用が開始された余剰電力買取制度では、太陽光発電と小型風力発電を併設したハイブリッド発電（いわゆるW発電）の買取単価が 12 円/kWh に決定されたことにより既存のユーザからの苦情が多数寄せられるなど、混乱が生じております。

一方、国はこれらの問題を打破するために、現政権の公約でもある全量買取制度に向けて制度の見直しを進めています。当社は国に対して、これらの新制度の見直し以前に、現行制度において太陽光に限定せず他の再生可能エネルギーも太陽光と同等に扱う緊急措置を施すよう要請しています。

このような背景の下で当社は、既存の顧客ならびに新規にハイブリッド発電設備の導入を希望している顧客に対して、新制度が発足するまでの間、買取価格の補填を実施することといたしました。

これにより、太陽光発電の買取価格 48 円/kWh とハイブリッド発電買取価格 12 円/kWh との差額 36 円/kWh を当社が補填することにより更なる小型風力発電事業発展の一翼を担います。

### 背 景

小型風力発電機の性能はこの 10 年間で飛躍的に向上し、新エネルギーとしての存在価値が世界的に高まっています。

新製品エアドルフィン GTO では、すでに形式認証済みの市販の太陽光発電用パワーコンディショナーをそのまま利用して売電ができることから、風力発電の購入を希望する顧客が増加しています。

ゼファーの小型風車は「エアドルフィン」(経済産業大臣賞受賞製品)は、小型超軽量(東レ炭素繊維の活用などにより、総質量 17.5 kg)、高効率発電機搭載(ハイブリッドカー技術の活用)、フクロウの羽をヒントに開発した低騒音化技術、魚の尾をヒントにした姿勢制御技術、スマートグリッドを視野に入れた通信機能の搭載、微風から 60 メートルを越える暴風までの連続無停止発電運転、日本の匠の技を取り入れた組木細工工法などにより評価を受け、世界 35 カ国に輸出実績があります。

再生可能な自然エネルギーの活用は世界レベルで高まっており、わが国でも日照の弱い日本海側地域などでは、太陽光発電の効率が悪く、小型風力発電が太陽光発電よりも高い設備利用率、コストメリットが生じています(太陽光発電の平均的設備利用率は約 13%であるのに対して、エアドルフィンでは、風速 5 メートルで約 13%、風速 8 メートルでは 56%、10 メートルでは 73%以上になります)。旧政権は、総選挙後の 8 月 31 日に太陽光発電のみを普及の対象とした余剰電力買取制度の省令を公布しました(経済産業省告示第 278 号)。これによると、太陽光発電の買取価格を 48 円/kWh、他のエネルギーと併設した場合は 39 円/kWh とし、その場合は電力線への逆流を認めないというものです。その省令公布後、太陽光と風力を併設した場合は、さらに金額が 12 円/kWh に決まりました。これに、

## PRESS RELEASE

不満を持つユーザーからは連日、質問の電話やメールが当社宛に寄せられていますが、説明の方法がなく、これまで、積極的に自然エネルギーを導入してきたユーザーの間に不信感が広がっています。電力会社からは、風力部分を撤去すれば48円/kWhの買取価格が適用できるという説明を受けたユーザーは、もともと環境省などの補助金を受けて設置している関係から、補助金の返還が余儀なくされるとして、新たな不満が生じています。

鳩山新政権は、公約でもある新エネルギー全般を含む全量買取制度の実施を急ぐためのプロジェクトチームを発足させて、制度の見直しを進めています。

しかしながら、制度設計には時間を要するので、現行の買取制度の一部見直しをして、再生可能エネルギーを従来の規定のとおり、太陽光発電「等」の一文字を復活するように働きかけをしています。

### 「余剰電力買取価格の差額補填キャンペーン」の概要

適用期間：平成22年1月1日から今回の新たな買取制度が見直され新制度が発足するまで（最長平成22年12月末日までの1年間）

受益対象者：個人ユーザー

W発電価格と風力発電買取価格の差額は、3ヶ月毎に清算し弊社から対象者皆様に支払う。

弊社風車1台に対して太陽光発電設備の上限定格出力は3kWとする。

（弊社風車を2台設置すると太陽光発電設備の上限は6kWまで対象になる）

対象機種は弊社製のエアドルフィンGT0（ゼファー）とする。

なお、本制度の詳細は、平成21年12月中旬に弊社ホームページ上に発表いたします。

（本件に関するお問い合わせ先）

ゼファー株式会社：<http://www.zephyreco.co.jp/>

広報担当：窪田 直樹

電話：03-3299-1910

FAX：03-3299-1977

E-mail：[kubota@zephyreco.co.jp](mailto:kubota@zephyreco.co.jp)